

犯罪のない明るい社会を築くために

📞 健康福祉政策課(2階) ☎️561-2360、📠561-2482

一般公開ケース研究会

● テーマ

「犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域の力」～それぞれの立場からできることを考える～

犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生に理解を深め、学習するための研究会です。誰でも参加できますので、詳しくは、事務局にお問い合わせください。

とき	ところ
6月29日(出)	矢倉まちづくりセンター 常盤まちづくりセンター
7月6日(出)	志津まちづくりセンター
7月13日(出)	渋川まちづくりセンター 玉川まちづくりセンター 老上まちづくりセンター 山田まちづくりセンター
7月20日(出)	南笠東まちづくりセンター※ 笠縫まちづくりセンター※ 大路まちづくりセンター
7月27日(出)	笠縫東まちづくりセンター※ 草津まちづくりセンター

🕒 13:30～(2時間半程度) ※10:00～

📞 市更生保護女性会事務局

☎️・📠568-0360

秘密は守ります!

犯罪や非行の悩みは保護司へ相談

(草津保護区草津支部保護司会事務局)

保護司は、法務大臣の委嘱を受け、犯罪・非行の防止や、罪を犯した人の更生と社会復帰に取り組んでいます。家庭や学校、地域などでの悩みを相談してください。

学区・区	氏名	学区・区	氏名
志 津	田中孝	老上西	宇野満壽美
	内藤正規		谷大輔
	寺尾正明		柴田みどり
	城貴志	玉 川	奥井さよ子
志津南	黒川玉英	南笠東	中野宗城
	高岡由喜晃		川瀬善行
草 津	藤田恵理子	山 田	黒川英男
	田中香治		池田恵俊
大 路	河田美智子		佐山栄子
	土肥浩資		佐山利子
	香月明		橋詰雅章
渋 川	津田正慎	笠 縫	山本喜久子
	永井信雄		山元孝子
	中川千秋	笠縫東	三上拓男
	太田光則		山中多恵子
矢 倉	治田功	常 盤	稲垣保善
	杉江昇		上寺和親

※敬称略、順不同

※名前は、常用漢字などに変更して掲載しています。ご了承ください

住まいの耐震、大丈夫ですか？

もしもに備えて、気軽にご相談ください。

📄・📞 建築政策課(4階) ☎️561-2378、📠561-2486

木造住宅の耐震診断・耐震改修 (予算の範囲内)

昭和56(1981)年5月31日以前に建築された(旧耐震基準)木造住宅が対象です。

● 無料耐震診断

2階建て以下(軸組工法に限る)、延べ床面積300㎡以下の住宅に、県木造住宅耐震診断員を派遣

● 無料耐震補強概算費用算出

耐震診断の結果により、補強計画案の一例の作成と概算費用の見積もり

● 耐震改修補助金

耐震診断の結果、大地震時に倒壊する可能性が高いと診断された住宅の耐震改修工事をする場合に、その費用の一部を補助(最大100万円)

※工事着手前に協議・申請要

※来年3月中旬までに、工事完了が必要

震災時の避難経路を確保 (予算の範囲内)



● 危険木造建築物解体費補助金

狭あい道路に面する、旧耐震基準の木造建築物の解体費用の一部を補助(最大20万円)

※工事着手前に協議・申請要

※来年3月中旬までに、工事完了が必要

● ブロック塀等改修促進補助金

(道路に面するもの)

地震で倒壊し、避難に支障の恐れがあるものの撤去と改修費用の一部を補助(4m未満の道路の場合、道路後退が必要)

※工事着手前に協議・申請要

※12月上旬までに、工事完了が必要

国保に
ご加入の
皆さんへ

国民健康保険税について

📞 税務課 諸税管理係(1階8番窓口) ☎️561-2308、📠561-2479

今年度の国民健康保険税の納税通知書は、6月12日(水)に発送します。納付方法や特別徴収の開始月などを記載していますので、ご確認ください。

【今年度の税率・税額】

区分	医療保険分(0～74歳)	後期高齢者支援分(0～74歳)	介護保険分(40～64歳)
①所得割	(前年の所得－43万円)×6.0%	(前年の所得－43万円)×2.5%	(前年の所得－43万円)×2.1%
②均等割 (被保険者一人につき)	25,100円	9,300円	10,700円
③平等割 (一世帯につき)	17,900円	7,000円	5,500円
賦課限度額	65万円	24万円	17万円
[医療保険分①+②+③の計]+[後期高齢者支援分①+②+③の計]+[介護保険分①+②+③の計] ＝1年間の国民健康保険税			

※国民健康保険では、一人一人が被保険者ですが、加入は世帯単位となり、世帯主が納税義務者になります。世帯主本人が会社の健康保険に加入しているなど、国民健康保険加入者でない場合でも、納税義務者となります(「擬制世帯主」といいます)

●所得が一定基準以下の世帯への軽減制度

所得が一定基準以下の世帯には、均等割額と平等割額を、所得要件に応じて7割・5割・2割軽減します(所得申告をしていない人は、所得申告が必要な場合あり)。

●後期高齢者医療制度への移行に伴う軽減制度

国民健康保険加入者が後期高齢者医療制度に移行し、国民健康保険加入者が1人になる世帯は、5年間、平等割額を半額に軽減します。5年を経過した後は、平等割額の4分の1軽減を、3年間継続します。

※会社の倒産・解雇や雇止めなどの離職による軽減制度については、お問い合わせください

●未就学児に係る軽減制度

未就学児に係る均等割額は、5割軽減します。軽減対象世帯の未就学児の場合は、7割・5割・2割の軽減適用後からさらに5割軽減します。

●減免制度

納税義務者(世帯主)と世帯の国民健康保険加入者が、さまざまな事情で国民健康保険税の納付が困難になったときは、納期限までに申請すると、その後の納期分の減額や免除を受けられます。詳しくは、担当課へお問い合わせください。

●特別徴収(年金からの引き去り)

世帯内の国民健康保険の加入者全員が65～74歳で、年金が年額18万円以上の方は、年金からの引き去りの対象になる場合があります。対象の人には、納税通知書でお知らせします。

●産前産後期間に係る軽減制度

出産被保険者の産前産後期間相当分の所得割額と均等割額が、年額から減額されます。出産予定日の6カ月前から届出ができます。

後期高齢者 医療保険料

今年度の後期高齢者医療保険料の決定通知書は、特別徴収(年金からの引き去り)している人も含め、7月中旬に全員に送ります。納付方法や特別徴収の開始月などを記載していますので、ご確認ください。

📞 保険年金課(1階7番窓口) ☎️561-2358、📠561-2480

【今年度の保険料額(①+②=1年間の保険料)】

①所得割	(前年の所得－43万円 ^{※1})×9.56%(8.84% ^{※2})
②均等割	48,604円
賦課限度額	80万円(73万円 ^{※3})

※1 合計所得金額が2,400万円以下の場合

※2 (総所得金額等－43万円)が58万円以下の方は8.84%(令和6年度のみ)

※3 次に該当する人は73万円(令和6年度のみ)

- ・令和6年3月31日以前から後期高齢者医療の被保険者であった人(75歳以上)
- ・65～74歳で一定の障害があり、申請により後期高齢者医療制度に加入している人(ただし、令和6年4月1日以降に75歳に到達し、その後県外へ転居した場合、転居先では対象外となります)

現在、特別徴収している人の保険料は、仮徴収額として令和4年中の所得で計算しています。令和5年中の所得で再計算した保険料は、7月に通知します。

【軽減制度

世帯主と被保険者全員の総所得金額などが基準額以下の人は、均等割額を7割・5割・2割軽減します。健康保険などの被扶養者だった人は、加入後2年間に限り、均等割額を5割軽減し、所得割額はかかりません。いずれの軽減も、対象の人は自動的に適用します。

【減免制度

被保険者と世帯主が、さまざまな事情で保険料の納付が困難になったときは、納期限までに申請すると、その後の納期分の減額や免除を受けられます。

! 不審電話・訪問に 注意してください

全国各地で、市や広域連合などの職員を装って、金銭や被保険者証をだまし取ったり、個人情報を開き出したりする事件が起きています。不審な電話や訪問など「おかしい」と思ったら、保険年金課か、県後期高齢者医療広域連合(大津市、☎️522-3013、📠522-3023)へ連絡してください。

